

徳機株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2025年10月1日から2030年9月30日までの 5 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

＜女性活躍推進法に基づく目標＞

目標①：管理職に占める女性労働者の割合を5%以上とし、総合職の女性社員を増加させる

2025年10月 ～外部より講師を招き、女性対象のキャリアアップセミナー等を社内で開催する

2025年10月 ～個人面談を実施する（一般職から総合職への転換希望の意志確認）

2026年10月 ～総合職としての女性応募を増やすため、各採用サイトやSNS等の企業紹介文および会社パンフレットの内容を見直し、改定する

＜次世代育成支援対策推進法に基づく目標＞

目標②：引き続き育児休業取得率100%の維持と一か月以上の育休取得を推奨し、仕事と家庭が両立できる体制を整備する

2025年10月 ～全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について定期的に研修を行う

2026年4月 ～配偶者が出産した男性社員を対象として、人事課及び上司から育児休業取得を勧めるとともに、上司主導で部署内の業務配分について見直しを実施する

2026年10月 ～業務効率化やマニュアル整備により、属人化している業務の見直しを実施する

＜女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法共通の目標＞

目標③：年次有給休暇の取得率を80%以上とする

2026年6月 ～取得状況を分析し、取得率の低い部署及び社員に個別に呼びかける

2026年8月 ～業務に支障のない範囲で取得を奨励、取得しやすい環境を整える